

令和6年度東京都教科用図書選定審議会（第3回）議事録

1 日時

令和6年7月4日（木）午後1時30分から午後5時まで

2 会場

国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟5階 513会議室等

3 出席者

荒井委員、池庄司委員、小野田委員、風間委員、勝嶋委員、清野委員（副会長）、小池委員、佐藤委員、執行委員、田中委員、中西委員（会長）、比嘉委員、平原委員、細田委員、矢野委員、山口委員

（欠席：池谷委員、金子委員、袴田委員、武藤委員）

4 議事

（1）審議

- ・ 令和7～10年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料について
- ・ 令和7～10年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書調査研究資料について
- ・ 令和7年度使用教科書採択資料（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

審議の一部は、4つの分科会に分かれて行います。

第1分科会 国語、書写、社会（歴史的分野）、保健体育

第2分科会 社会（公民的分野）、地図、理科、美術

第3分科会 音楽（一般）、音楽（器楽合奏）、英語、道徳

第4分科会 社会（地理的分野）、数学、技術・家庭（技術分野）、
技術・家庭（家庭分野）

（2）答申

令和6年度東京都教科用図書選定審議会（第3回）

開会、会議運営決定（取材・傍聴）、教育委員会挨拶

【管理課長】 それでは、定刻となりましたので、開始させていただきます。

本日は大変御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私はこの審議会の事務局を務めさせていただいております、教育庁指導部管理課長の荒木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

さて、本日の委員の出席状況を御案内させていただきますと、20名の委員の皆様のうち、4名の委員から御欠席の連絡を頂いておりまして、現在16名の御参加をいただいているところでございます。このため、審議会規則第6条で定められました、定数の半数以上という定足数に達しておりますことを御報告させていただきます。

次に、今回初めて御出席いただきました委員の方に自己紹介をお願いできればと思います。現職、お名前など一言。着座のままで結構でございますので、自己紹介をよろしくお願い申し上げます。それでは勝嶋委員、よろしくお願いたします。

【勝嶋委員】 皆様、こんにちは。私は都立富士高等学校附属中学校の統括校長をしております勝嶋憲子です。公務のために今回初めてになりますが、どうぞよろしくお願いたします。

【管理課長】 ありがとうございます。

それでは、以降の進行を会長にお願したいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

【会長】 それでは、審議を始めさせていただきたいと思いますが、本日は比較的、長時間の審議会ということになりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事に入らせていただく前に会議の運営についてお諮りいたします。事務局から、会議の運営について説明をお願したいと思います。

【管理課長】 東京都では、情報公開の観点から、審議会等の会議をできるだけ公開することが方針として示されております。本審議会につきましても、前回御案内しましたとおり、原則として公開で行うとされているところでございます。

また会議の議事内容につきましても、原則として開示させていただきます。議事録を東京都教育委員会ホームページに掲載させていただきますので、御了承をお願申し上げます。

本日の会議では、前回と同様に、会場での傍聴のほか、オンラインでの傍聴をできるようにいたしております。本日は会場での傍聴が9名、オンラインでは教育行政研究会1名の取

材の申込みがございました。つきましては、これ以降の会議を公開といたしまして、オンラインを含め報道関係、傍聴の入室の可否につき御決定いただけますようお願い申し上げます。会議終了まで入室可能となっております。

なお、取材を含む傍聴に当たりましては、傍聴者に事前にお配りしております審議会傍聴要領に従いますよう、あらかじめお願いをしております。議事を妨害するような行為があった場合には、この傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただくこととなります。会長には、傍聴者の入室後、この旨宣言していただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【会長】 ただいま説明を受けまして、ここからの会議を公開とすることにつきまして、御異議がなければ入室を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、お願いをいたします。

————— (取材・傍聴者入室) —————

【会長】 それでは、ただいまから第3回東京都教科用図書選定審議会を開会いたします。

議事に入ります前に申し上げます。本会議においては「東京都教科用図書選定審議会傍聴要領」に従って傍聴していただきます。議事を妨害するような行為があった場合には、傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただきますので、御留意ください。

続きまして、配付資料について事務局から確認をお願いいたします。

【管理課長】 お手元に配付資料一覧をお配りしておりますので、そちらを御覧いただきながらご確認をお願いいたします。

まず議事次第、委員名簿、事務局職員の名簿。

資料1が教育委員会から本審議会への諮問文の写しでございます。

資料2が第1回で答申を頂きました採択方針に関する答申の写し。

資料3が第2回で答申を頂きました調査研究資料に関する答申の写しでございます。

資料4は御審議いただく事項についてお示しした審議事項。

資料5はこの後分科会に分かれて審議を行っていただく際の分科会の構成(案)でございます。

このほか、資料6「令和7～10年度使用教科書調査研究資料 調査研究項目一覧《都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)》(案)」。

続きまして、資料7「令和7～10年度使用都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)用教科書調査研究資料(案)」。

資料 8 が「令和 7～10 年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書調査研究資料（案）」。

資料 9 「令和 7 年度使用教科書採択について（教科書採択資料）（案）」。

資料 10 「令和 7～10 年度都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択資料（案）」。

資料 11 「令和 7～10 年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書採択資料（案）」でございます。

また、配付資料一覧にはございませんが、座席表を机上に置いてございます。

ただいま紹介しました資料のうち、資料 6 から資料 11 までの教科書調査研究資料及び採択資料につきましては、現段階では確定前のものでございますので、本日の会議におきましては委員の皆様方限りの配付とさせていただきます。このため、傍聴者及び報道関係者の方々にはお配りをしておりません。

本日の審議の経過を踏まえ、最終的にまとめました資料を、後日開催される予定であります東京都教育委員会定例会において公開の場で報告いたしますとともに、報告後は東京都教育委員会のホームページで公表させていただく予定でございます。御了承のほどよろしくお願いいたします。

資料につきましては以上でございます。

【会長】 資料の確認がありましたけれども、よろしいでしょうか。

それでは、ここで東京都教育委員会から御挨拶を頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

【指導部長】 本日は御多忙のところ、教科用図書選定審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議は 3 回目となります。第 1 回におきましては、教科書の採択方針について、第 2 回では中学校用教科書の調査研究資料について、適切である旨の答申を頂きました。

調査研究資料につきましては、都教育委員会に報告し、区市町村教育委員会など、他の採択権者に対する指導・援助又は援助の資料として活用させていただいております。

本日は大きく分けて 2 つの資料について御審議いただきます。1 つは都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）、都立特別支援学校（中学部）で使用する中学校用教科書の調査研究資料について。もう 1 つは来年度の都立の義務教育諸学校で使用する教科書を東京都教育委員会が採択する際に活用する採択資料について、でございます。具体的な内容等につきましては、この後担当から御説明いたします。

それでは、よろしく御審議のほどをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。本日の審議事項について再度事務局から御説明をお願いいたします。

【管理課長】 まず諮問事項についてでございます。

本審議会に対する諮問事項につきましては、第1回の審議会の際に一括してお願いを申し上げたところでございますが、改めて諮問文の写しをお配りしております。

資料1を御覧ください。本日の会議に諮問する事項は、諮問事項の2「教科書調査研究資料について」及び諮問事項の3「令和7年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））」についてでございます。

それから、調査研究資料についてでございます。お手元の資料4「審議事項」を御覧ください。本日御審議いただく資料を一覧にしてございます。

左側に記載しています調査研究資料についてと、右側に記載しております採択資料について御審議いただくものとなっております。

まず、左側の調査研究資料についてでございますが、「①令和7～10年度使用教科書調査研究資料（中学校）」は先ほど御説明しましたとおり、第2回の審議会にて審議済みとなっております。本日は①の資料を踏まえて作成いたしました「②令和7～10年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料」が資料6になっています。その下の「③令和7～10年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書調査研究資料」が資料7です。こちらにつきまして、この後の分科会で御審議いただくということでございます。

次に、右側の採択資料についてでございますけれども、都立の義務教育諸学校で使用する教科書を採決する際の資料といたしまして⑤から⑩の資料を作成しましたので御審議いただくものでございます。

まず、「⑤令和7～10年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択資料」、資料9です。こちらは今左側で御説明いたしました①、それから②の調査研究資料を踏まえて作成したものでございます。本日の分科会では②の資料と併せて御審議いただくということでございます。

次に、採択資料の「⑥令和7～10年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書採択資料」、資料10というものになりますけれども、こちらにつきましては、左の表で御説明い

たしました①と③の調査研究資料をベースにして作成しているところでございます。本日の分科会では③の資料と併せて御審議いただくというものでございます。

なお、⑤と⑥の採択資料について変更点がございます。調査結果の箇所数の多寡を視覚的に示すため、数字の横に従前は星印等を記載しておりましたがけれども、この星印の数は教科書の優劣を判断したものではなくて、その旨資料にも記載していたところでございますけれども、資料を見た人の受け止めによっては誤解を生じかねないと考えまして、星印の表記については今回なくす形と変更してございます。ただ、実質的には数字等についての考え方等を変えてございませんので、あくまでも表記の問題でございます。

その他、⑦から⑩の採択資料につきましては、分科会後の2回目の全体会の中で御審議いただきたいと思っております。これらの資料の内容といたしましては、来年度都立小学校、特別支援学校（小学部）で使用する文部科学省検定済教科書や都立特別支援学校の小学部・中学部で使用する文部科学省著作教科書、そして一般図書についてということになります。こちらにつきましては資料8に基づきまして後ほど御説明させていただきたいと思っております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして何かご質問等はございますか。御説明がありました調査研究資料と採択資料を本日は審議するということになるわけですが、比較的混乱しやすいのですが、分かりやすく図にまとめていただいていると思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この後の分科会において具体的に説明をしてもらいますので、もし分からない点や、細かい点で御質問等がございましたら、分科会の方で御質問等をしていただきながらよりよい審議をしていただけたらと思っております。そういう形でよろしいでしょうか。

それでは、これから分科会に分かれて審議に入りたいと思っております。事務局から分科会についての案内をお願いいたします。

【管理課長】 今度は資料5を御覧ください。

分科会の審議でございますが、「構成（案）」のとおり、4つに分かれて行っていただきます。委員の皆様にはいずれか1つの分科会に入ってくださいまして、審議をお願いしていただきます。委員の方々の専門教科などを考慮しながら、学校関係者、教育委員会関係者、学識経験者のバランスが取れるよう分科会の構成を作成いたしましたので、御了承いただければと思います。

大きく分けて本日は前半と後半の2部構成となっております。所要時間はどちらも概ね50分となっております。前半と後半の間に10分の休憩を設ける予定でございます。都立中

学校・中等教育学校（前期課程）と、それから、都立特別支援学校の中学部の調査研究資料、採択資料について、それぞれ御審議いただきます。

なお、分科会によって前半・後半の順番が異なります。前半・後半のどちらも担当指導主事が教科・種目ごとに、また、特別支援学校の場合につきましては教育部門別の障害の特性などを踏まえまして、調査研究した内容の御説明をさせていただきます。

その後、質疑応答や委員の方々の間での意見交換を行っていただきまして、事務局で作成した資料が採択に当たっての参考資料として適切かどうかについて御審議いただきますよう、お願いいたします。

分科会が終了した後、またこちらの会場にお戻りいただき、全体会の場において、分科会ごとに審議会委員の代表の方に分科会における審議結果を御報告いただきたいと思います。その内容につきましても、委員の方々の間でおまとめいただけますよう、お願いいたします。

分科会の冒頭では、委員の方同士で御報告いただく発表者を決めてくださるよう、お願いいたします。

次に、傍聴の方に申し上げます。傍聴の方につきましては、申込みの際に御希望の分科会を伺った上で、傍聴いただける分科会を決定し、結果を事前にお伝えしているところでございます。決定されました分科会以外では傍聴できませんので、あらかじめ御注意ください。

説明は以上であります。

【会長】 ありがとうございます。事務局から分科会構成（案）の説明がありましたが、この分科会の構成は、また前半・後半に別れての審議の進め方について、よろしいでしょうか。異議がないようでしたら、この構成で進めさせていただきたいと思っております。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。それでは、分科会の会場への移動について、事務局から御案内いただきますよう、お願いいたします。

【管理課長】 第1分科会から順に職員が御案内させていただきますので、委員の皆様はそれぞれの分科会の会場に御移動をお願いいたします。

恐れ入りますが、前回同様、資料は袋を使っていただきましてお持ちいただきますようお願いいたします。

手荷物につきましてはこのまま置いていかれても結構でございます。誰かしらの職員がこちらにいるようにはします。ただし、貴重品の管理だけは各自でお願いいたします。

分科会終了後、全体会は午後4時頃から開始する予定でございます。

それから、傍聴の方におかれましては、職員が順番にお声がけしますので、今の席でその

ままお待ちいただきますよう、お願いいたします。

説明は以上であります。

【分科会】

————— (分科会審議) —————

【全体会②】

【会長】 それでは、ただいまから全体の審議に入りたいと考えております。分科会、長時間の審議、どうもありがとうございました。

では、各分科会から審議結果の報告を受けたいと思います。

第1分科会から順に御報告をよろしくお願いいたします。

【矢野委員】 第1分科会の報告をいたします。第1分科会は国語、書写、社会（歴史的分野）、保健体育について審議いたしました。

国語については、調査対象4者、12冊についての説明を受けました。

都立中学校及び中等教育学校（前期課程）では、調査項目一覧7項目について、それぞれに具体的な教科書で取り上げられている例などを説明いただいた後に、各学校における教育課程や採択資料について調査研究についての考え方などを説明いただきました。

委員からは特に問題はないということで意見はありませんでした。

都立特別支援学校（中学部）では、内容や構成上の工夫の項目について教科書ごとに障害に応じた観点において具体的に説明していただきました。

委員からは配慮を要する内容などで取り上げられている箇所の数について差がある、違いがあるというところがありますけれども、数で判断すべき内容ではなく、内容をきちんと見ていく必要があるということでのよいのかという確認がありました。

審議の結果、国語について調査研究資料は適切と判断いたしました。

続きまして、書写についてです。書写については、調査対象4者、4冊についての説明を受けました。都立中学校及び中等教育学校（前期課程）では、教科書調査項目一覧3項目について補助教材などの具体的例を取り上げながら、各校の教育課程から調査項目や採択資料を踏まえた調査研究の考え方などについて御説明いただきました。

委員からは、こちらも問題なく、特に意見は上がりませんでした。

都立特別支援学校（中学部）では、内容や構成上の工夫について教科書ごとに具体的なページなどを例示していただきながら障害特性に応じた観点について説明していただきました。

委員からは配慮を要する内容について、本欄の中身や内容については生徒の実態によって感じることも変わり得るところで質や重さというところを考慮していく必要があるのではないかという意見が上がりました。

審議の結果、書写について調査研究資料は適切と判断いたしました。

社会（歴史的分野）については、調査対象9者、9冊についての説明を受けました。都立中学校及び中等教育学校（前期課程）では、調査項目4点について参考例を挙げて各学校の調査について調査項目や教育課程編成の基本方針などから取り上げた調査項目等を御説明いただきました。

委員からは、こちらも意見はありませんでした。

都立特別支援学校（中学部）では、内容や構成上の工夫など各項目について、こちらも例示を頂きながら具体的に説明していただきました。

委員からは、障害によっては見開きのページで内容が完結しているかどうかという視点なども今後取り上げていただけると参考になるのではないかという意見や、視覚に訴える図表の工夫の必要性を感じた、などの意見が上げられました。

審議の結果、社会（歴史的分野）について調査研究資料は適切と判断いたしました。

保健体育については、調査対象4者、4冊についての説明を受けました。教科書調査項目4点について具体例を挙げながら説明いただき、各校の教育課程基本方針や学習指導の展開等に基づいて取り上げられた項目や調査研究についてなどの説明を受けました。

委員からは特に問題がなく、こちらも意見はありませんでした。

都立特別支援学校（中学部）では、内容の構成上の工夫や各項目について具体的に障害に応じた観点について説明いただきました。こちらについては、取り上げる箇所の数の部分で、聴覚特別支援学校の取り上げられている箇所が1者で非常に多く取り上げられているという指摘がありました。大きく違うというところでは何を基準にしたのかというところが分かりにくい。他者を見ましても同じように取り上げられているところもあるのではないかという意見が上げられ、この数については再確認していただけるとよいのではないかという意見は上がりましたが、項目や内容については特に問題がないということで審議の結果、保健体育について調査研究資料は適切と判断いたしました。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。とても丁寧な御報告を頂いたと思っております。ありがとうございます。

それでは、続いて第2分科会、ご報告をお願いいたします。

【小池委員】 それでは、第2分科会の報告をいたします。第2分科会は社会（公民的分野）、地図、理科、美術について審議いたしました。

社会（公民的分野）については、調査対象6者、6冊についての説明を受けました。

都立中学校、中等教育学校（前期課程）では、一番最初ということもあり、教育課程の基本方針、学習指導の展開と調査研究項目との関連について学校例に挙げながら丁寧に説明いただきました。

委員からは各校の特色を押さえた資料となっているという意見が出されました。

都立特別支援学校（中学部）では、聴覚障害がある人への合理的配慮のページがあるとか、インタビュー活動では配慮が必要など障害特性に応じた説明があり、分かりやすい資料になっているという意見が出されました。

審議の結果、社会（公民的分野）について調査研究資料は適切であると判断いたしました。

続きまして、地図については、調査対象2者、2冊について説明を受けました。

都立中学校、中等教育学校（前期課程）については、先ほどの社会（公民的分野）と同じような形で説明を受けたところです。

委員からは採択資料の参考項目の中に防災が入っているのが現在の日本の状況に合っているというか、良い項目になっているのではないかという意見がありました。

続きまして、都立特別支援学校（中学部）では、例えば視覚障害のところでは、ルーペを使って見やすい地図になっているとか、地形が分かりやすい色・線使いとなっているというように、ここも障害特性に応じた資料の説明がありました。肢体不自由では地図上を指でたどる活動には配慮が必要という意見もありまして、こちらも障害に応じた資料となっているとの意見がありました。

審議の結果、地図について調査研究資料は適切と判断いたしました。

続きまして、理科については、調査対象5者、15冊についての説明を受けました。

都立中学校及び中等教育学校（前期課程）は、こちらも同様に1校例を挙げながら具体的に説明いただきました。

採択資料のところでオリパラとの関連という項目があったのですが、これはどういう意図なのかという質問があり、メダルの材質とかパラの義足のことと関連づけて入っているというお答えを頂きました。

都立特別支援学校（中学部）では、聴覚障害があると音の大きさや高さという学習内容では特段の配慮が必要。それから、学習活動の中でカッターナイフ等の使用が出てくると、肢体不自由等でも安全面で配慮が必要という説明がありました。ここも障害に応じた配慮が分

かる資料となっているという意見が出されました。

審議の結果、理科について調査研究資料は適切と判断いたしました。

最後、美術については、調査対象3者、8冊についての説明を受けました。

都立中学校及び中等教育学校（前期課程）は今までと同様な説明で学校の方針等との関連が分かりました。

委員からは、美術の作品の印刷技術が格段に向上している現在なので、その視点からの調査等はあるのかという質問がありましたが、現時点ではないけれども、今後参考にしていくというお答えを頂きました。

都立特別支援学校（中学部）では、視覚障害で粘土の内容には触覚を生かした作品作りができたりするが、一方金属を溶かす作品作りではかなりの安全面の配慮をきちんとする必要があるという話がありました。また、聴覚障害では音の出るおもちゃ作りでは、なかなか難しい面があるということ、一方写真等で分かりやすく出ているところもあるという説明がありました。

委員からは、美術という障害への配慮が大きく影響する学校もある中で、それらが分かりやすく出ているという意見が出されました。

審議の結果、美術について調査研究資料は適切と判断いたしました。

全体を通じて都立中学校、中等教育学校（前期課程）の資料につきまして、それぞれ10校の特色を踏まえた資料となっているという意見が出され、一方、都立特別支援学校（中学部）では採択資料にも構成上の工夫というところの調査がされているので、その辺りを少しでも入ると今後よりよくなるのではないかという意見が出されました。以上となります。

【会長】 詳細な御報告ありがとうございました。

それでは、続いて第3分科会からご報告をお願いいたします。

【清野副会長】 第3分科会は音楽（一般、器楽合奏）、英語、道徳について審議いたしました。

種目、音楽（一般）については調査対象2者、6冊についての説明を受けました。

都立中学校及び中等教育学校（前期課程）では、委員から二次元コードで示されているものについて質問があり、楽譜を表示する、あるいはカラピアノが入力されているというお答えを頂きました。

都立特別支援学校（中学部）では同じ曲を両者で扱っている場合の記述の方法について質問があり、網羅的に記述するのではなく、一例ということで記述をしているというお答えを頂きました。

両校種ともに審議の結果、種目、音楽（一般）について調査研究資料は適切と判断いたしました。

続きまして、音楽（器楽合奏）については、調査対象2者、2冊についての説明を受けました。

都立中学校及び中等教育学校（前期課程）では、教科書のページ数と項目数のカウントの仕方について質問がありました。こちらの方は項目数をカウントしており、項目の中には複数ページにまたがって記述されているものもあるというお答えを頂きました。

都立特別支援学校（中学部）では、障害に応じた適切な資料作りがなされているという意見が出されました。

両校種ともに審議の結果、種目、音楽（器楽合奏）について調査研究資料は適切と判断をいたしました。

続きまして、種目、英語については、調査対象6者、18冊についての説明を受けました。都立中学校及び中等教育学校（前期課程）では各学校の調査項目の選び方について質問がなされ、事務局から校長先生の経験などに基づいて重点化した項目を選んでいるという説明をいただきました。

都立特別支援学校（中学部）では、障害者に応じた分かりやすい学習上必要な配慮等について明確に記述がなされており、大変いい資料になっているという意見が出されました。

両校種ともに審議の結果、種目、英語について調査研究資料は適切と判断をいたしました。

最後に道徳につきましては、調査対象7者、24冊についての説明を受けました。

都立中学校及び中等教育学校（前期課程）では、デジタル教科書の扱いについて質問がなされました。

都立特別支援学校では適切な内容項目を取り上げて資料に記述しているとか、教科書の有効性について感想等が述べられました。

こちらも両校種ともに審議の結果、種目、道徳については調査研究資料は適切と判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

【会長】 御丁寧な御報告、ありがとうございました。

それでは最後、第4分科会、御報告をお願いいたします。

【田中委員】 それでは、第4分科会の報告をさせていただきます。第4分科会では、社会（地理的分野）、4者・4冊、数学、7者・21冊、技術・家庭科（技術分野）、3者・4冊、家庭分野、3者・3冊についての説明を受けました。重なるところもありますので、

一遍に御報告させていただければと思います。

全ての教科書に関して、まずは都立中学校及び中等教育学校（前期課程）では、調査研究項目各校の基本方針、学校の経営計画をもとに採択をしているとの説明がありました。都立中学校及び中等教育学校（前期課程）1校を例に挙げ、資料の説明がございました。

全ての教科において学習活動の重点を捉えて作成されている資料であることが分かりましたという委員からの意見がありました。特に家庭科の協議をしている際には、少子化とか高齢化社会に関連する項目を選んでいる学校が多く、適切にこれからの時代を担う子供たちに対して指導していくための研究がされているというお話もありました。

それから、技術の協議をしている際には、高等学校の情報へのつながりについての話題も上がりました。また、各校が独自で行っている内容等の記載についてはどうなっているかという質問もございました。

続いて、都立特別支援学校（中学部）についての御報告でございます。

こちらは各障害に応じた内容について、どのような生徒を実態として想定した資料であるのか、また、障害のある生徒が興味・関心を持てるものになっているのか、配慮が必要なのかという内容について御説明いただきました。

具体的には、地理では手話について、数学では作図の線の色あるいは太さの違いについて、それから、技術については生活体験をしているであろうスマホについて、このようなものが興味・関心を持てるのではないかと。

また、技術分野ですけれども、肢体不自由なお子さんたちが障害から身を守る内容。それから、経験の不足を補うような教材。家庭分野では調理の際にお肉を柔らかくする方法などが掲載されていますという説明がございました。

逆に配慮事項につきましては、聴覚障害のお子さんたちにとって行為を基に判断をするような技術科の糸電話、家庭科の咀嚼音についての配慮事項。それから、肢体不自由のお子さんたちに対してトレーシングペーパーを用いて地図を写すような作業。それから、はさみや包丁の使用、こちらは家庭科です。さらには技術科の自転車の点検などの配慮事項の項目の報告がありました。こちらにつきまして委員からは、特性に合わせた調査研究になっていないという報告がありました。

さらには、箇所数を選ぶ際の根拠みたいなものはありますかという質問も出ました。さらに他教科との関連とかフィードバックの重要性も話題として上がりました。

いずれにいたしても、第4分科会で審議いたしました社会（地理的分野）、数学、技術・家庭（技術分野、家庭分野）、全てにおいて調査研究資料は適切と判断させていただきました。

た。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

全分科会からの審議結果の報告が終わりました。これから答申について審議に入りたいと考えております。

先ほど第1分科会で保健体育の数値について、もう一度精査をしたらどうかという委員からの御意見を頂いたということですが、前回の審議会でもお話しさせていただきましたが、文言や表現、また、多少の数値に関してはもう一度事務局で最終的に精査してもらって、私が会長として最終的に判断させていただくということを進めてまいりたいと思います。全体を通して文言とか表現は改めて見ていただくことにしたいと思いますので、御報告としては適正な調査研究資料を御提出いただいたということでの御理解でよろしいですよ。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 分かりました。

それでは、全体を通して御意見いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。使用する立場として、勝嶋委員、いかがでしょうか。

【勝嶋委員】 今回、聴覚・視覚の特別支援学校で使用する教科書を見させていただいたのですが、かなり視覚に訴える図表とか資料がたくさん盛り込まれたものが多く、普通の中学校等で使うのであれば資料集が別にあって、授業の中で展開するときには資料集とかワークブックを使いながら教科書以外にもどんどん開いてテンポを上げてやっていくのですが、実際教科書に全て盛り込まれていることに、すごくよくできているという感がございました。

肢体障害の生徒さんにも適用できている教科書を今展開しているのだというのが率直な感想です。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

山口委員、特別支援教育の御専門の立場から御意見を頂けたらと思うのですが、いかがでしょうか。

【山口委員】 特別支援学校の教科書については本当に体験が不足しがちな子供たちに対して自分たちに引き寄せて身近なところで理解しやすいように工夫されている点ですとか、勝嶋委員がおっしゃったように、視覚的に示されているところが多く、また、ICTをふんだんに活用していくことによってさらにイメージが持ちやすくなる工夫が随所にあって、非常に分かりやすい構成になっているなど思いました。

また、通常の音楽の教科書につきましても、各ページにQRコードが埋め込まれていて、

各パート別に、読み込んで入ってきますと、音楽が聞こえてくる。そうしますと、先生1人でもパート別の練習ができて混声合唱がすぐできるのだという、私としても目を開かされるような進展ぶりといえますか発展ぶりを目の当たりして、大変勉強になりました。ありがとうございました。

【会長】 御意見ありがとうございました。御指名してしまって、申し訳ありませんでした。

これまでの委員の御報告、各分科会の御報告を受けますと、全体を通して都立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料（案）と採択資料（案）、都立特別支援学校（中学部）用教科書調査研究資料（案）と採択資料（案）はいずれも適切であるという御意見、御判断を分科会と、また委員の皆様から頂いたと考えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 それでは、全体を通して何か御意見があれば、それも加えて答申としたいと思います。御意見、御質問等がございましたら、今この場でお出しただければと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、これからの資料は今後採択に当たって重要な資料として活用されるものとなります。先ほどお話をさせていただいたように、文言や表現といったことも改めて十分精査していただきまして、最終的な資料として完成をさせていただくよう、この場で事務局に改めてお願いを申し上げたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、議事を進めてまいります。次第にありますとおり、その他の採択資料についての審議につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【管理課長】 資料9になるのですが、その前に1点訂正をさせていただきたいと思えます。先ほどの資料4、これまで御審議いただきました資料が出ている表があるのですが、こちらの①、②、③、④、⑤、⑥とずっと続いていると思うのですが、この②以降です。例えば「②令和7～10年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料（案）」の後「資料6」と書いてあるのですが、ここは「7」です。以降全てのものが1字ずつずれてしまっていたことがございました。先ほど私が御説明したときに、少しおかしいとお感じになられた方がいらっしまったと思います。大変申し訳ございません。失礼いたしました。ここでおわびして訂正をさせていただきたいと思えます。

資料9を御説明させていただきたいと思えます。

こちらは東京都教育委員会に教科書を実際選んでいただくときの資料の総括表といったも

のになります。

それでは表紙を1枚おめくりいただきまして、目次を御覧ください。令和7年度に使用する教科書の採択が必要なものについて、それぞれのページに説明しているということでございます。

1ページをお開きください。文部科学省検定済教科書についてということでございます。

こちらは新規に採択、様々な教科書から選ぶという意味合いです。採択する必要がある都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書と、それから2ページ目でございます都立特別支援学校（中学部）で使用する教科書の採択資料につきまして、先ほどの分科会とただいまの全体会で御審議いただき、御了承いただきました資料を基に、適正に採択することと書かれております。

先ほどの資料の10とか11がここの別添扱いとなっておりますので、ちょうど実は1ページのところも「1 新規に採択する必要があるもの」の下の（1）の下の丸のところに「別添」と書いてありますが、これが先ほどの資料を指しているということでございます。

3ページをお開きください。こちらは法令に基づきまして前回採択時と同一の教科書を採択する必要があるものがございます。小学校などにつきましては、一度採択しますと、その後4年間同じのものを採択しなくてはならないということございました、基本的には前回と同様のものがこれ以降書かれているというものでございます。

（1）都立小学校、それから（2）都立特別支援学校（小学部）で使用する教科書については、今申し上げましたとおり令和5年度にそれぞれ採択替え、新たに教科書を選び直したということを行いました。無償措置法などによりまして、通常4年間は同一の教科書を採択することになっております。

例外として、採択している教科書の発行がされないといった事態に陥ったなど、また、新たに検定に合格した教科書があるといった場合などにつきまして、例外として規定されていますが、本年度はそれらに該当するケースはございませんので、継続して同じ教科書を採択することになってございます。

4ページから5ページに採択替えをしたときの教科書が一覧になってございますので、こちらが来年度の教科書の採択案になってくるということでございます。

6ページをお開きください。こちらは都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する点字版の教科書になってございます。ここは文部科学省が発行する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録に掲載されている文部科学省著作教科書の全てを障害種別、小・中学部別に採択案として一覧としてお示しをしておるものでございます。

7ページから11ページまでが視覚障害者用の点字版の一覧になります。

12ページが聴覚障害者用の一覧となります。

それから、13ページから14ページは知的障害者用の一覧になります。

それから、続きまして15ページになります。こちらは学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書。具体的には点字版や拡大版の教科書、また、絵本などの、いわゆる一般図書につきましては、毎年度採択替えを行うこととなります。視覚障害のある児童生徒のために作成されました点字版の一般図書を16ページから17ページに、拡大版の一般図書を18ページから24ページまで一覧でお示ししてございます。

最後25ページをお開きください。ここから最後の51ページまでが知的障害特別支援学校用並びに視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校における知的障害を併せ有する児童生徒の教育課程用の一般図書の一覧でございます。

令和4年度に本審議会で審議した上で作成した「令和5～7年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）」に既に掲載されております図書の一覧を来年度も、5から7年度までということでございますので、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する一般図書の採択案としてお示しをしているものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【会長】 ただいまの事務局の説明を受けまして、御意見がございましたら、お話しただければと思いますが、いかがでしょうか。

一度審議をされているものという扱いかないと考えますので、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。この他、特に御意見等がないようでしたら、令和7年度使用教科書採択資料については、御異議がないということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。それでは、他に御意見等がないようでしたら、今回の答申の案文について私と副会長とで事務局を交えて取りまとめたいと考えております。その間、一旦休憩に入らせていただきたいと思います。会議再開後、作成した答申案に基づき審議をしていただきたいと思います。クーラーを弱めていただいて、心も緩めたいと思っております。休憩に入らせていただきます。

【管理課長】 それでは約10分間の休憩とさせていただきます。ただいま16時35分でございますので、16時45分に会議を再開したいと思います。それでは、失礼いたします。

（ 休 憩 ）

【会長】 それでは、審議を再開したいと考えております。

これまでの議論を踏まえまして、副会長と相談いたしまして、今回の答申（案）を作成いたしましたので、その案文を事務局から配布していただきます。

【管理課長】 それでは、答申（案）を配らせていただきます。なお、こちらは委員にのみ配付させていただきます。答申文につきましては、明日、東京都教育委員会ホームページに掲載いたしまして、公表する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

（答申（案）配布）

【管理課長】 それでは、読み上げをさせていただきます。

令和6年7月4日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 中西 郁

教科書調査研究資料及び令和7年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）について（答申）

令和6年4月16日付けで諮問のあった、教科書調査研究資料及び令和7年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について、下記のとおり答申します。

記

- 1 「令和7～10年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料」は、調査研究資料として適切であると認められる。
- 2 「令和7～10年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書調査研究資料」は、調査研究資料として適切であると認められる。
- 3 「令和7年度使用教科書採択について（教科書採択資料）」は、令和7年度に都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書を採択する際の資料として適切であると認められる。
- 4 東京都教育委員会は、上記1、2及び3の資料とともに、既に答申している「令和7～10年度使用教科書調査研究資料（中学校）」を採択に当たっての資料とし、東京都

教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うこと。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、この答申（案）について審議をしてみたいと思います。皆様からの御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

各分科会の委員の皆様からの御意見を踏まえた答申（案）だと考えておりますが、いかがでしょうか。

御異議がなければ、ただいま御検討いただきました内容のとおり、答申いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。なお、休憩前に申し上げましたが、資料の細かい文言、表現など、また、先ほど御指摘があった案件に関しまして、事務局でいま一度精査していただき、修正については私、会長に一任いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。

それでは、この答申（案）を本審議会の答申として決定させていただきます。

【管理課長】 ありがとうございます。

それでは、中西会長から指導部長に答申の手交を行っていただきたいと思います。

【会長】 それでは、審議会に対する諮問事項2「教科書調査研究資料」及び3「令和7年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）」について、教育委員会に答申をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（会長から部長へ答申の受渡し）

事務連絡、教育委員会挨拶、閉会

【会長】 それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【管理課長】 本日、御答申いただきました「調査研究資料（案）」及び「採択資料（案）」につきましては、頂いた御意見等の趣旨を踏まえまして、必要に応じて事務局において、先ほど会長からお話があったとおり、修正を行った上で確認をさせていただいた上で東京都教育委員会に御報告させていただきたいと存じます。

調査研究資料につきましては、東京都教育委員会に報告をいたしました後に東京都教育委員会のホームページに掲載する予定でございます。

また、東京都教育委員会として、都立学校で使用する教科書の採択を行ってまいりたいと思います。

採択に関する都教育委員会は7月下旬に開催される予定でございます。教育委員会で採択が決まりましたら、委員の皆様にお知らせをさせていただきます。

本日の資料についてお話を申し上げます。本日御審議いただきました資料6以降の「調査研究資料（案）」及び「採択資料（案）」につきましては、先ほども申し上げましたが、確定前の資料でございますので、大変恐縮でございますが、本会議終了後、回収させていただきます。机の上にそのまま置いてお帰りいただくよう、お願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは最後に、東京都教育委員会から閉会の挨拶をお願いいたします。

【指導部長】 本日は長時間にわたり、数多くの資料についてご審議いただきまして、答申を頂きました。厚く御礼申し上げます。本日頂いた答申につきましては、7月上旬に開催の都教育委員会において報告してまいりたいと存じます。

委員の皆様には4月から3回にわたりまして、採択方針や各種の調査研究資料、採択資料につきまして、慎重かつ熱心に御審議いただき、貴重な御意見を頂いてまいりました。

都教育委員会といたしましては、頂いた答申を踏まえ、来年度に使用する教科書を適正に採択いたしますとともに、区市町村教育委員会など他の採択権者におかれましても適切な採択が行われるよう指導・助言又は援助をしてまいりたいと思います。

本日を持ちまして、今年度の本審議会の会議は終了させていただきます。委員の皆様にはこれまでの御尽力に感謝申し上げますとともに、今後とも引き続き都の教育行政について御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。私からも3回の審議に当たって委員の皆様にご協力いただいたこと、心から感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、これをもって本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。